

道路交通法第108条の34の規定による使用者に対する通知の事務処理について（例規）

〔最終改正 令和4.9.30 例規交企第26号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

道路交通法第108条の34の規定による使用者に対する通知（車両等の運転車が道路交通法若しくは道路交通法に基づく命令の規定又は、道路交通法の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときに公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う通知）の事務処理に関して、必要な事項を定めたものです。